

感染症法の改正に関する緊急声明

2021年1月19日
新医協（新日本医師協会）
会長 今田 隆一

政府は18日召集の通常国会に感染症法の改正案を提出し、早期成立を目指している。新型コロナウイルス対策としての法案内容は、感染者が入院勧告に従わない場合、1年以下の懲役または100万円以下の罰金を科すという。

また、民間病院のコロナ患者の診療を「協力要請」から「勧告」に変更して、応じない場合は、病院名を公表できるようにする、としている。

感染症法の前文には、「過去にハンセン病、後天的免疫不全症候群（エイズ）等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後にかかすことが必要である。」との認識に基づいており、歴史的反省のうえに成立した経緯がある。

罰則を伴う強制は国民に不安・恐怖を引き起こし、感染症対策に不可欠な国民の参加と協力が妨げられる恐れがあり、感染の抑止が困難になることにつながる恐れがある。罰金を課すことにより、陽性者が正直に感染ルートを話せなくなるだけでなく、濃厚接触者でありながら検査を受けられない人が増えることが懸念される。

今、人々の間では、新型コロナウイルスの感染を恐れて病院・診療所での受診抑制がおこり、医療機関は深刻な経営危機に陥っている。さらに政府の支援が不十分なためコロナ患者を受け入れている病院は通常診療の大幅な縮小を迫られ赤字で苦しんでいる。このように民間病院は経営危機と人員・専門スタッフ・施設・資材不足で新型コロナ患者を受け入れたくても受け入れられない状況にある。

医療系の136学会で作る日本医学会連合や日本公衆衛生学会、日本疫学会も「感染抑止も困難になる」「罰則は不適切」とする反対声明を出している。

新医協が加盟している医療団体連絡会議も反対に向けて立ち上がっている。

感染症法の改正に当たっては権力からの強制ではなく、公衆衛生の原則である国民の健康と人権を最優先に、広く国民の合意の下に進められなければならない。

その上で、感染者の尊厳が守られ、感染者が安心してサポートや医療が受けられるよう最大限の配慮を求める。

私たち新医協(新日本医師協会)は罰金や罰則を科す感染症法の法改正には強く反対し、すみやかな撤回を求める。